

消費生活センターだより

ネット広告の害虫駆除業者に頼んだら
高額請求に！

【事例1】

ベランダにハチの巣がきていた。危険だと思ったので、ネットで調べた「地域最安」という広告の害虫駆除業者を呼んだ。作業後に12万円も請求されたが妥当な金額だろうか。

【事例2】

夜中にゴキブリが出てきた。あわててスマホで駆除業者を探し、「30分以内に到着」「980円~」という広告を見つけて電話した。業者が来た時にはゴキブリはいなくなっていたが、薬剤散布と侵入経路遮断が必要と言われ、1時間の作業で8万円を請求された。

【解説】

▼極端に安い料金を表示している広告には要注意

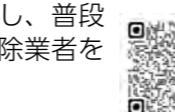
広告をうのみにせず、必ず来てもう前に作業内容と料金を確認しましょう。「見ないとわからない」と言われても概算だけでもたずね、不審な点があれば断りましょう。休日や夜間に駆けつけて作業してもらえば相応の料金が発生します。本当に今必要なのかよく考えましょう。

問 消費生活センター相談専用電話

TEL 06-6998-3600(平日 9:00~16:30)

問 消費者ホットライン(土・日・祝日)

TEL 局番無し 188(土・日・祝日 10:00~16:00)

す 「わたし」を生きることが、未来を変える(全5回)
すべての人が自分らしく生きられる社会へ

問 人権市民相談課

【第5回】自分らしく生きることは、社会を変える力になる
～やさしさで支え合える未来のために～

俳優 谷ノ上朋美氏

「誰もが自分らしく生きられる社会にしたい」そんな言葉を、私は何度も口にしてきました。人が人を攻撃するとき、それはたいてい、自分に自信が持てないとき。「認めてもらえない」「こんな自分ではダメだ」そんな思いに苦しむとき、人は心の痛みを誰かにぶつけてしまう。その連鎖が、いじめや差別や戦争にまでつながっていくのだと思います。逆に、人が人にやさしくできるのは、心が満たされているとき。そして、人が最も幸せを感じるのは、自分らしく生きているとき。多くの心理学者がそう語っていますが、私も心からそう思います。だからこそ、自分らしさを否定するのではなく、育てていってほしい。他人の正解に合わせるのではなく、自分の正解を見つけること。ありのままの自分を表現して生きること。その一歩を、どうか恐れずに踏み出してほしいのです。

パ 意見を募集
ブリックコメント

以下の計画などの策定にあたり、市民の皆さんから意見を募集します。

対象	募集期間	提出先・問い合わせ
① 第6次守口市総合基本計画(基本構想修正案・後期基本計画案) ※総合的かつ計画的な市政運営を行うための市の最上位計画 ② 第3期守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案) ※少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少を抑制し、本市における地方創生である守口創生の取組をすすめるための総合戦略 ③ 第3次守口市教育大綱(案) ※本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針 ④ 「守口市手話言語条例(仮称)案」 ※「手話は言語である」と認識するとともに、すべての市民が障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け制定 ⑤ 守口市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)	12月26日(金)～令和8年1月25日(日)	問企画課 TEL 06-6992-1404 FAX 06-6994-1691 E-mail kikaku@city.moriguchi.lg.jp
	11月25日(火)～12月25日(木)	問障がい福祉課 TEL 06-6992-1635 FAX 06-6991-2494 E-mail shougaif@city.moriguchi.lg.jp
	12月16日(火)～令和8年1月15日(木)	問健康推進課 TEL 06-6992-2217 FAX 06-6998-5563 E-mail kenkou@city.moriguchi.lg.jp

閲覧場所

担当課、市情報コーナー、大日サービスセンター、各CC、図書館、守口文化センター、市民体育館、市ホームページ、わかくさ・わかすぎ園(4)のみ

提出方法

△投函…各閲覧場所の回収ボックス
△郵送…募集期間最終日の消印有効
①～③ TEL 570-8666 守口市京阪本通2-5-5 守口市役所企画課宛
④ TEL 570-8666 守口市京阪本通2-5-5 守口市役所障がい福祉課宛
⑤ TEL 570-0033 守口市大宮通1-13-7 市民保健センター健康推進課宛
△ファックスまたはメール…住所、氏名、電話番号を記入

行政事務標準文字の導入

問 総合窓口課

TEL 06-6992-1530

Q 標準化で何が変わりますか？

A すべての自治体が同じ文字を使い行政事務を効率化するため、住民票の写しや自治体が皆さんへ発送する郵送物の宛名などに用いる文字が、今までと違ったデザインになります。

Q どのように変わりますか？

A 部首の大きさ、曲げはねの違い、一部の長さの違いなど、デザインの差(「字形」の違い)の範囲内で変わる場合があります。漢字の骨組み(「字体」の違い)は変わりません。

字体は同じだが
字形(デザイン)が変わる例

硬	→	硬
文字構成要素の大きさの違い		
雷	→	雷
文字構成要素内の曲げ止めの違い		
湾	→	湾
文字構成要素内の曲げ止めと曲げ流れの違い		
空	→	空
文字構成要素内の筆と墨の接続、非接続の違い		

Q いつから変わりますか？

A 令和8年1月5日(月)から順次導入予定です。

Q 今までの漢字は使えないですか？

A 行政事務標準文字は、自治体が発行する証明書や印刷物、コンピューター処理などで使われるものであって、住民が同じ文字を使用しなければならないというものではありません。なお、戸籍では従来の文字を保持し続けます。書類などに使う文字は、手書きの文字であればこれまで通りに使えます。コンピューターから入力する文字は行政事務標準文字を利用することになります。

さらに詳しく知りたい人はデジタル庁ホームページへ

